

第6章 2025年・2040年を見据えた第9期計画介護サービス量等の見込み

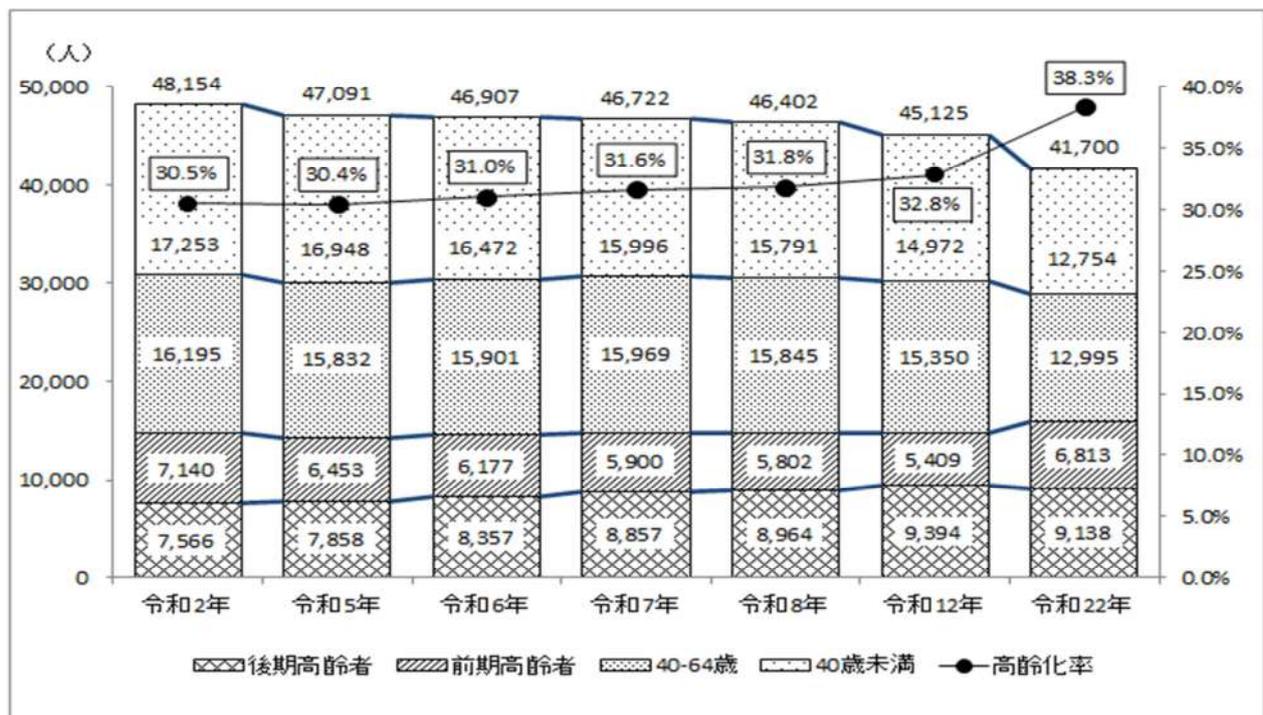
1 被保険者数等の見込み

令和2年は総務省の国勢調査、令和5年以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」を基に推計しています。

第1号被保険者数となる高齢者人口は年々増加しています。

（単位：人）

	国勢調査	推 計 値					
	令和2年 (2020年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)
総人口	48,154	47,091	46,907	46,722	46,402	45,125	41,700
40歳未満	17,253	16,948	16,472	15,996	15,791	14,972	12,754
40-64歳	16,195	15,832	15,901	15,969	15,845	15,350	12,995
65-69歳	3,298	2,814	2,776	2,737	2,744	2,773	3,786
70-74歳	3,842	3,639	3,401	3,163	3,058	2,636	3,027
75-79歳	2,620	2,994	3,281	3,568	3,446	2,960	2,522
80-84歳	2,026	2,089	2,198	2,308	2,484	3,189	2,250
85-89歳	1,676	1,514	1,529	1,544	1,595	1,800	2,130
90歳以上	1,244	1,261	1,349	1,437	1,439	1,445	2,236
40歳以上	30,901	30,143	30,435	30,726	30,611	30,153	28,946
高齢者人口	14,706	14,311	14,534	14,757	14,766	14,803	15,951
前期高齢者	7,140	6,453	6,177	5,900	5,802	5,409	6,813
後期高齢者	7,566	7,858	8,357	8,857	8,964	9,394	9,138
高齢化率	30.5%	30.4%	31.0%	31.6%	31.8%	32.8%	38.3%



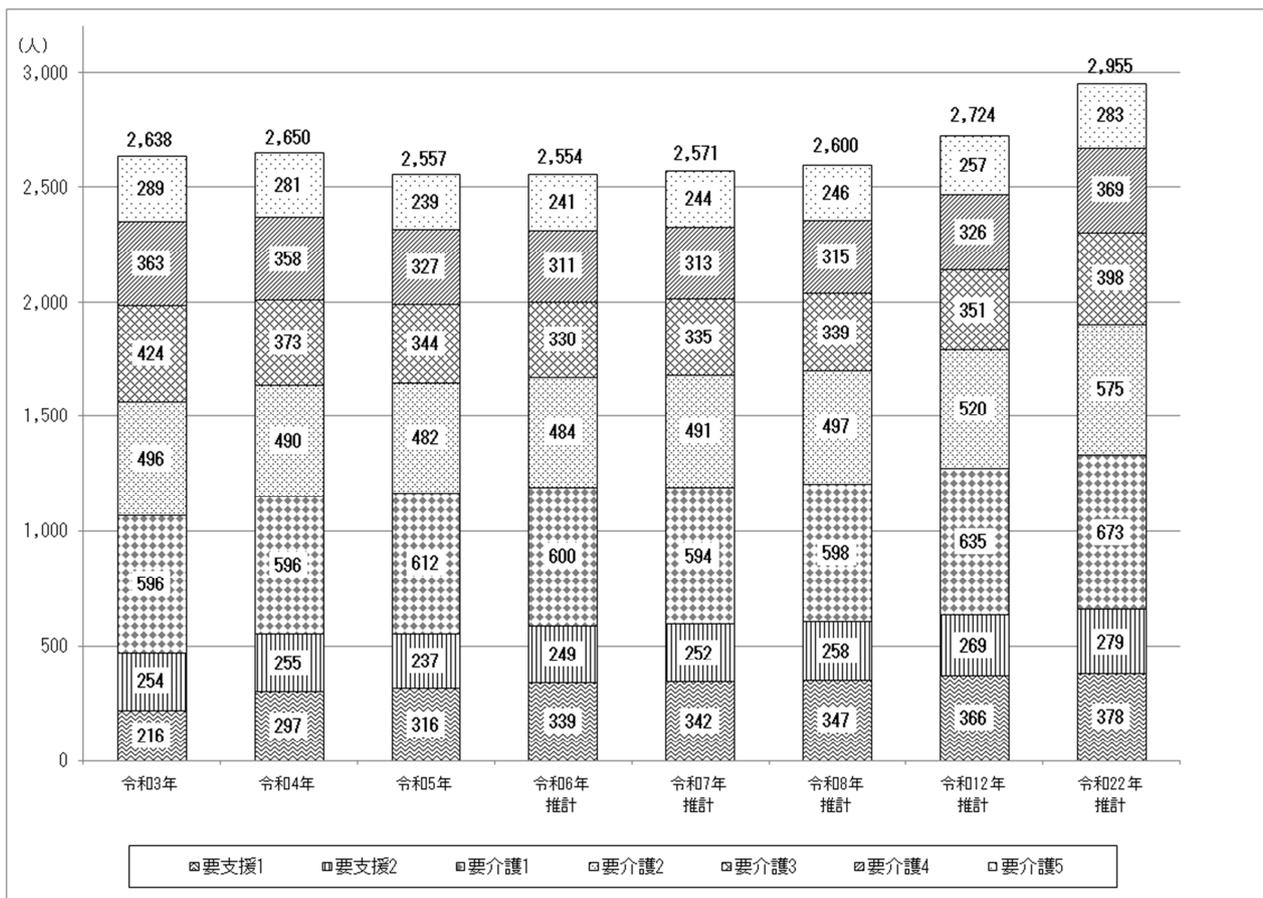
資料：砺波地方介護保険組合

2 要介護認定者数の見込み

将来人口の推計結果と要介護等認定者の過去の推移から将来の要介護等認定者数を推計すると以下のとおりとなります。高齢者人口の増加に伴い要介護等認定者は、令和5年の2,557人から令和22年には2,955人に増加すると推計されます。

(単位:人)

	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)推計	令和7年 (2025)推計	令和8年 (2026)推計	令和12年 (2030)推計	令和22年 (2040)推計
要支援1	216	297	316	339	342	347	366	378
要支援2	254	255	237	249	252	258	269	279
要介護1	596	596	612	600	594	598	635	673
要介護2	496	490	482	484	491	497	520	575
要介護3	424	373	344	330	335	339	351	398
要介護4	363	358	327	311	313	315	326	369
要介護5	289	281	239	241	244	246	257	283
計	2,638	2,650	2,557	2,554	2,571	2,600	2,724	2,955



資料：砺波地方介護保険組合（各年9月末現在）

3 介護保険サービス利用者数とサービス見込量

①介護予防サービス利用者（要支援認定者が利用できるサービス）

(単位:人)

	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防サービス	3,101	3,572	3,602	3,669	3,854	3,979
介護予防訪問入浴介護						
介護予防訪問看護	98	185	187	192	202	210
介護予防訪問リハビリテーション	24	58	58	58	64	64
介護予防居宅療養管理指導	108	91	91	91	99	99
介護予防通所リハビリテーション	485	608	614	624	653	677
介護予防短期入所生活介護	38	30	30	30	34	34
介護予防短期入所療養介護						
介護予防特定施設入居者生活介護	7	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,311	2,559	2,581	2,628	2,756	2,849
特定介護予防福祉用具販売	30	41	41	46	46	46
地域密着型サービス	32	44	44	47	49	49
介護予防小規模多機能型居宅介護	22	26	26	26	28	28
介護予防認知症対応型共同生活介護	10	18	18	21	21	21
住宅改修	48	82	82	82	88	88
介護予防支援	2,614	3,052	3,084	3,138	3,295	3,406

資料：砺波地方介護保険組合

第6章 2025年・2040年を見据えた第9期計画介護サービス量等の見込み

②介護予防サービス見込量（要支援認定者が利用できるサービス）

（単位：千円）

	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防サービス	38,618	46,967	47,394	48,320	50,699	52,334
介護予防訪問入浴介護						
介護予防訪問看護	2,190	4,113	4,168	4,279	4,501	4,668
介護予防訪問リハビリテーション	559	1,373	1,373	1,373	1,479	1,479
介護予防居宅療養管理指導	629	533	533	533	576	576
介護予防通所リハビリテーション	16,680	20,900	21,113	21,472	22,482	23,275
介護予防短期入所生活介護	623	489	488	488	549	549
介護予防短期入所療養介護						
介護予防特定施設入居者生活介護	424	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	16,845	18,652	18,813	19,154	20,091	20,766
特定介護予防福祉用具販売	668	907	906	1,021	1,021	1,021
地域密着型サービス	3,902	6,341	6,340	6,976	7,112	7,112
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,541	1,886	1,886	1,886	2,022	2,022
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,361	4,455	4,454	5,090	5,090	5,090
住宅改修	4,743	8,104	8,092	8,092	8,662	8,662
介護予防支援	11,859	13,849	13,996	14,239	14,949	15,454
計	59,122	75,261	75,822	77,627	81,422	83,562

資料：砺波地方介護保険組合

③介護サービス利用者（要介護認定者が利用できるサービス）

(単位:人)

	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅サービス	29,978	30,246	30,610	31,102	32,634	36,039
訪問介護	4,279	4,559	4,616	4,690	4,928	5,448
訪問入浴介護	206	159	163	166	174	191
訪問看護	2,153	2,097	2,134	2,172	2,276	2,519
訪問リハビリテーション	134	129	132	136	139	157
居宅療養管理指導	1,469	1,506	1,540	1,561	1,628	1,812
通所介護	6,967	6,902	6,964	7,066	7,423	8,146
通所リハビリテーション	2,242	2,181	2,193	2,225	2,343	2,568
短期入所生活介護	2,030	2,089	2,121	2,158	2,257	2,512
短期入所療養介護	425	442	436	441	466	516
特定施設入居者生活介護	46	86	86	86	90	98
福祉用具貸与	9,907	9,843	9,972	10,140	10,641	11,777
特定福祉用具販売	120	253	253	261	269	295
地域密着型サービス	6,533	6,321	6,366	6,461	6,778	7,487
認知症対応型通所介護	264	223	223	230	246	275
小規模多機能型居宅介護	991	973	981	997	1,050	1,166
認知症対応型共同生活介護	1,721	1,758	1,771	1,791	1,871	2,065
地域密着型通所介護	3,514	3,321	3,345	3,397	3,564	3,928
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	43	46	46	46	47	53
住宅改修	36	45	45	45	49	52
居宅介護支援	13,572	13,582	13,678	13,870	14,591	15,979
施設サービス	4,999	5,502	5,501	5,501	5,480	6,124
介護老人福祉施設	2,270	2,342	2,341	2,341	2,408	2,694
介護老人保健施設	1,512	1,534	1,534	1,534	1,598	1,778
介護医療院	1,217	1,626	1,626	1,626	1,474	1,652

資料：砺波地方介護保険組合

第6章 2025年・2040年を見据えた第9期計画介護サービス量等の見込み

④介護サービス見込量（要介護認定者が利用できるサービス）

（単位：千円）

	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅サービス	1,388,642	1,413,817	1,428,718	1,450,889	1,523,576	1,679,523
訪問介護	358,431	381,872	386,593	392,860	412,742	456,367
訪問入浴介護	8,993	6,941	7,097	7,241	7,559	8,338
訪問看護	83,067	80,916	82,344	83,791	87,823	97,198
訪問リハビリテーション	2,889	2,776	2,830	2,918	2,993	3,384
居宅療養管理指導	7,580	7,772	7,947	8,057	8,403	9,353
通所介護	490,240	485,672	490,033	497,170	522,314	573,192
通所リハビリテーション	154,118	149,980	150,782	152,976	161,118	176,540
短期入所生活介護	105,210	108,237	109,927	111,802	116,959	130,157
短期入所療養介護	25,102	26,095	25,785	26,039	27,554	30,478
特定施設入居者生活介護	8,236	15,482	15,480	15,480	16,159	17,590
福祉用具貸与	140,980	140,062	141,900	144,299	151,427	167,590
特定福祉用具販売	3,796	8,012	8,000	8,256	8,525	9,336
地域密着型サービス	899,520	889,421	895,892	908,105	951,619	1,052,105
認知症対応型通所介護	28,106	23,755	23,751	24,532	26,155	29,268
小規模多機能型居宅介護	189,131	185,582	187,177	190,267	200,336	222,589
認知症対応型共同生活介護	441,728	451,280	454,618	459,610	480,136	529,999
地域密着型通所介護	228,435	215,943	217,488	220,838	231,773	255,350
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	12,120	12,861	12,858	12,858	13,219	14,899
住宅改修	3,654	4,608	4,601	4,601	4,917	5,234
居宅介護支援	193,873	194,013	195,385	198,124	208,431	228,259
施設サービス	1,480,096	1,662,434	1,662,127	1,662,127	1,638,787	1,831,825
介護老人福祉施設	593,113	611,771	611,658	611,658	628,944	703,687
介護老人保健施設	418,387	424,453	424,374	424,374	442,112	491,803
介護医療院	468,596	626,210	626,095	626,095	567,731	636,335
特定入所者介護サービス費	58,650	59,634	60,009	60,515	62,355	69,064
計	4,024,435	4,223,927	4,246,732	4,284,361	4,389,685	4,866,010

総給付費計(介護予防+介護)	4,083,557	4,299,188	4,322,554	4,361,988	4,471,107	4,949,572
----------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

高齢介護サービス費	66,391	67,505	67,930	68,502	70,584	78,179
高額医療合算介護サービス費	8,368	8,509	8,562	8,634	8,897	9,854
審査支払い手数料	4,228	4,299	4,391	4,436	4,669	5,498

標準給付見込額(総合計)	4,162,544	4,379,501	4,403,437	4,443,560	4,555,257	5,043,103
--------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

資料：砺波地方介護保険組合

4 地域支援事業の見込量

(単位：千円)

	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 介護予防・日常生活支援総合事業	143,190	144,404	147,680	151,254
(1)訪問型サービス(第1号訪問事業)	13,123	13,120	13,201	13,355
ア 訪問介護相当サービス	13,123	13,120	13,201	13,355
イ 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)				
ウ 訪問型サービスB(住民主体による支援)				
エ 訪問型サービスC(短期集中予防サービス)				
オ 訪問型サービスD(移動支援)				
カ その他				
(2)通所型サービス(第1号通所事業)	86,286	86,374	87,371	88,705
ア 通所介護相当サービス	73,361	73,373	74,157	75,285
イ 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	7,070	7,068	7,112	7,194
ウ 通所型サービスB(住民主体による支援)				
エ 通所型サービスC(短期集中予防サービス)	5,855	5,933	6,102	6,226
オ その他				
(3)その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)	0	0	0	0
ア 栄養改善を目的とした配食				
イ 定期的な安否確認及び緊急時の対応				
ウ 訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等				
エ その他				
(4)介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)	10,960	11,623	12,825	14,151
(5)支払審査手数料	428	451	498	549
(6)高額介護予防サービス費相当事業等	199	208	230	254
(7)一般介護予防事業	32,194	32,628	33,555	34,240
ア 介護予防把握事業	1,583	1,595	1,640	1,674
イ 介護予防普及啓発事業	15,454	15,566	16,011	16,340
ウ 地域介護予防活動支援事業	15,157	15,267	15,704	16,026
エ 一般介護予防事業評価事業				
オ 地域リハビリテーション活動支援事業		200	200	200
2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	72,732	73,450	74,184	74,926
(1)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	64,379	65,023	65,673	66,330
(2)任意事業	8,353	8,427	8,511	8,596
ア 介護給付費用適正化事業				
イ 家族介護支援事業	4,202	4,239	4,281	4,323
ウ その他の事業	4,151	4,188	4,230	4,273
(ア)成年後見制度利用支援事業	780	780	780	780
(イ)福祉用具・住宅改修支援事業				
(ウ)認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業				
(エ)認知症サポーター等養成事業	168	188	188	188
(オ)重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業				
(カ)地域自立生活支援事業	3,203	3,220	3,262	3,305
3 包括的支援事業(社会保障充実)	7,876	8,893	10,030	11,312
(1)在宅医療・介護連携推進事業	2,780	3,341	3,783	4,281
(2)生活支援体制整備事業	3,369	3,641	4,122	4,666
ア 生活支援コーディネーター・協議体	3,369	3,641	4,122	4,666
イ 就労的活動支援コーディネーター				
(3)認知症初期集中支援推進事業	34	80	80	80
(4)認知症地域支援・ケア向上事業	1,386	1,481	1,695	1,935
(5)認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	25	50	50	50
(6)地域ケア会議推進事業	282	300	300	300
合計	223,798	226,747	231,894	237,492

資料：砺波地方介護保険組合

5 介護保険給付費等総額

(単位:千円)

	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付費	4,083,557	4,299,188	4,322,554	4,361,988	4,471,107	4,949,572
高齢介護サービス費等 給付費	66,391	67,505	67,930	68,502	70,584	78,179
高額医療合算介護サ- ビス費等給付費	8,368	8,509	8,562	8,634	8,897	9,854
審査支払手数料	4,228	4,299	4,391	4,436	4,669	5,498
標準給付費見込額計	4,162,544	4,379,501	4,403,437	4,443,560	4,555,257	5,043,103
地域支援事業費	223,798	226,747	231,894	237,492	212,018	196,726
合 計	4,386,342	4,606,248	4,635,331	4,681,052	4,767,275	5,239,829

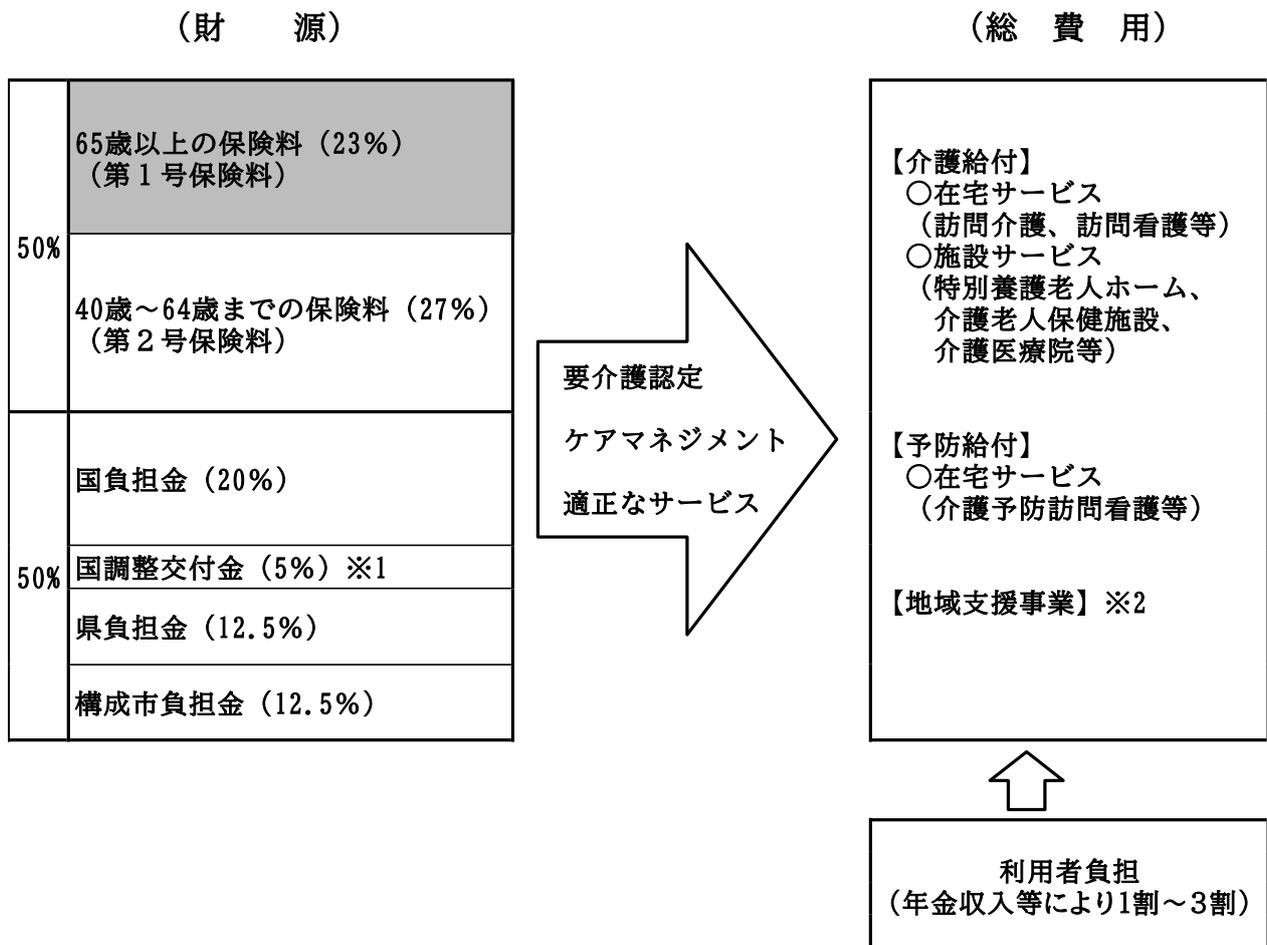
資料：砺波地方介護保険組合

6 介護保険事業に係る財源構成

介護保険事業の財源は以下の通り、65歳以上の第1号保険料（23%）、40～64歳までの第2号保険料（27%）、国の負担金（20%）、県・砺波市の負担金（各12.5%）及び高齢化率等に応じて決められている調整交付金（5%）によって構成されています。

また、総費用のうち原則として1割は利用者の負担ですが、その他は介護給付（在宅サービス、施設サービス）、介護予防給付及び地域支援事業で構成されています。

介護保険制度の費用負担構成



※1 砺波地方介護保険組合の調整交付金

調整交付金は75歳以上の後期高齢者の比率が高い保険者や、所得が全国平均よりも低い水準にある保険者についても、介護保険の財源が不足しないよう格差を調整するものです。

※2 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業・包括的支援事業・任意事業）にかかる費用負担

①介護予防事業の財源は、65歳以上の高齢者から徴収する第1号保険料、40歳以上64歳以下から徴収する第2号保険料及び公費から構成されます。

②包括的支援事業・任意事業の財源は、65歳以上の高齢者から徴収する1号保険料及び公費から構成されます。

7 第1号被保険者の保険料基準額

砺波地方介護保険組合により、国が示した手法に準じて推計（算定）された、第9期における第1号被保険者の保険料基準額は、以下のとおりです。

1号被保険者保険料の所得段階別区分

区分	対象者	負担割合
第1段階	生活保護の受給者 本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 本人および世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円以下の方	軽減後基準額 ×0.285 (基準額×0.455)
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	軽減後基準額 ×0.35 (基準額×0.550)
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が120万円を超える方	軽減後基準額 ×0.65 (基準額×0.655)
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税の方がおり本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税の方がおり本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額×1.00
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40

保険料基準額（月額）の算定

①保険料収納必要額		10,273,128,143円
②予定保険料収納率		99.20%
③被保険者数（所得段階加入割合補正後）		141,475人
④保険料（年額）	④=①÷②÷③	73,200円
⑤保険料基準額（月額）	⑤=④÷12	6,100円

資料：砺波地方介護保険組合

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の様々な施策の推進にあたっては、行政だけでなく、市民・企業・サービス事業者・地域・関係団体等との協働のもと、相互が連携し、一体となった取組が重要となります。

本市では、市民福祉の基本理念の実現のため、保健・医療・福祉関係者で構成する「砺波市福祉計画策定委員会」を設置するとともに、同委員会の下に設置された「策定幹事会」で計画の策定及び改定に関する事項について審議しています。

今後も高齢者保健福祉計画の進捗状況の把握や評価を行うとともに、市民生活の視点から施策の総合調整を行います。

2 推進体制における役割

(1) 市民の役割

生活習慣の改善や生活習慣病の予防に取り組むとともに、一人ひとりが自分にあった健康づくりを行い、介護を必要としない状態で生活できるよう日々の取組が重要となります。

また、これまでの培ってこられた経験を活かして地域での役割を持って、行動することが結果的に介護予防・フレイル予防となり、人と関わり合う社会的なつながりを持つこととなります。

(2) 地域の役割

高齢者の多くは、住み慣れた自宅や地域での継続的な暮らしを希望しており、在宅生活を支える介護予防サービスの充実が求められています。

このため、要介護者や認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者等が増加傾向にあることを見据え、可能な限り住み慣れた地域で継続した生活を送ることができるよう介護サービスだけではなく、本市ならではの地域力により、生活支援体制の充実を図り、高齢者を互いに支えあう体制づくりを推進します。

(3) 事業者の役割

介護サービス事業者は、利用者の心身の状況等に応じた適切かつ質の高いサービス提供を行うとともに、自らが、サービス内容の情報提供、サービスの質の評価、資質向上のための研修会を実施するほか、福祉サービス第三者評価や介護サービス情報の公表制度の積極的な活用や、利用者の苦情相談に対する迅速かつ適切な対応などを通じ、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める必要があります。また、在宅介護の推進やサービスの質の向上に向けて、事業者間の相互連携、サービス相談、人材育成、良質な介護技術の普及について努める必要があります。

また医療機関等は、健康診査や特定健康診査などによる疾病の早期発見・早期治療や在宅医療の推進など地域医療の重要な役割を担っています。

(4) 行政の役割

計画に沿った施策展開が円滑に行われるよう、高齢者のニーズや活用できる地域資源を適宜把握し、庁内各部署及び砺波地方介護保険組合との連携を図りながら、計画の進行を管理、検証する必要があります。計画の進捗状況を把握するとともに、次期計画の見直し時期には、本計画の達成状況の点検・分析・評価などを実施します。

3 各種施策との連携

介護保険法や医療法の改正等により、高齢者に関する医療・保健・福祉・介護等の施策のあり方が変化しており、これらの施策間の相互連携がこれまで以上に必要となっています。

また、高齢者を取り巻く環境は多岐にわたっており、地域での自立した生活を支援していくため富山県、砺波厚生センター、砺波地方介護保険組合とより密接な連携を図りながら事業実施に努めます。

第8章 参考資料

1 計画策定経過

令和5年10月27日	第1回砺波市福祉計画策定幹事会（以下「策定幹事会」という。）を開催
令和5年11月28日	第1回砺波市福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を開催
令和5年12月20日	第2回策定幹事会を開催
令和6年1月18日	第2回策定委員会を開催
令和6年2月14日 ～ 2月28日	パブリックコメント実施

2 策定委員等名簿

(1) 策定委員（順不同）

役職	所 属	役職等	氏 名
委員長 (第2号委員)	砺波市民生委員児童委員協議会	会 長	小森 兼重
委 員 (第1号委員)	富山県砺波厚生センター	所 長	長瀬 博文
委 員 (第1号委員)	砺波地方介護保険組合事務局業務課	課 長	長太 一進
委 員 (第2号委員)	砺波市地区自治振興会協議会	会 長	堀田 隆
委 員 (第2号委員)	砺波市老人クラブ連合会	会 長	島 秀樹
委 員 (第3号委員)	砺波市ボランティア連絡協議会	副会長	森 重雄
委 員 (第3号委員)	社会福祉法人砺波市社会福祉協議会	会 長	老 健
委 員 (第3号委員)	砺波市ヘルスボランティア連絡会	代 表	大澤 晴美
委 員 (第3号委員)	砺波市母子保健推進員連絡協議会	会 長	齋藤 幸恵
委 員 (第3号委員)	砺波地方居宅介護支援事業者連絡協議会	会長代行	塚根 博子
委 員 (第3号委員)	施設サービス事業者代表 介護老人保健施設「ケアポート庄川」	理事長	庄下 中
委 員 (第3号委員)	介護・介護予防サービス事業者代表 「宗教法人善福寺デイサービス聚楽」	代 表	高橋香代子
委 員 (第3号委員)	富山型デイサービス代表 「砺波地域福祉事業所大空と大地のぼびー村」	所 長	宮崎 弘美
委 員 (第4号委員)	砺波市小・中学校長会	副会長	近藤美恵子
委 員 (第5号委員)	砺波医師会	代 表	福井 靖人
委 員 (第5号委員)	砺波市歯科医師会	会 長	奥田 泰生

(2) 幹事会委員

No.	所属・職名	氏名
1	副市長	齊藤 一夫
2	福祉市民部長	横山 昌彦
3	企画調整課長	佐伯 幹夫
4	総務課長	安地 亮
5	社会福祉課長	藤森 俊行
6	高齢介護課長・地域包括支援センター所長	河西 晃子
7	健康センター所長	杉本 賢二
8	庄川健康プラザ所長	小西 喜之
9	市民課長	大西 立子
10	市民生活課長	小竹 義憲
11	商工観光課長	高畑 元昭
12	土木課長	菊池 紀明
13	都市整備課長	金厚 伴行
14	教育総務課長	河合 実
15	こども課長	老 雅裕
16	生涯学習・スポーツ課長	三井 康司
17	総合病院総務課長	田村 仁志
18	砺波市社会福祉協議会総務課長・地域福祉課長	朝倉由紀子

3 砺波市福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、砺波市地域福祉計画、砺波市高齢者保健福祉計画及び砺波市障害者福祉計画(以下「福祉計画」という。)の策定に当たり、その過程において幅広く関係者の意見等を反映させることにより、地域の特性に応じた事業展開に資するため、砺波市福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、福祉計画の策定に関し、必要に応じ市長に提言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、16名以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 市民団体の関係者
 - (3) 福祉団体の関係者
 - (4) 教育の関係者
 - (5) 医療の関係者
 - (6) その他市長が必要と認める者
- (委員の任期)

第5条 委員の任期は、福祉計画の策定の日までとする。

(運営)

第6条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉市民部社会福祉課及び高齢介護課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月27日から施行する。

附 則（平成20年砺波市告示第55号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年砺波市告示第117号）

この要綱は、平成27年7月13日から施行する。

4 介護保険用語解説

あ行

ICT（アイシーティー、Information and Communication Technology）

「情報通信技術」と訳され、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

一般介護予防事業

介護予防の知識を学び、通いの場や地域サロンなど、地域の身近な場所で人と人のつながりを通して介護予防の活動を継続できるように支援する。地域の実態・ニーズ調査により収集した情報の活用により、自宅での閉じこもりやうつ病、栄養不足など何らかの問題を抱えた高齢者を早期に把握し、介護予防活動へ繋げることを目的とする。

一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

ALS（エイエルエス、Amyotrophic Lateral Sclerosis）

筋萎縮性側索硬化症のこと。手足・のど・舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉を含め、全身の筋肉が、だんだんやせて力がなくなっていく病気。

か行

介護医療院

介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設であり、在宅復帰を目指すことが主目的ではない。

介護給付

要介護1～5の対象者に実施される給付のこと。要支援1・2の対象者に実施される給付は予防給付。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家のことで、要介護（要支援）認定者本人や家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し、給付限度額を目安にケアプラン（居宅サービス計画）を作成する。サービスの利用について介護サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。

介護予防

高齢者が自分らしく生活するために、老化のサインを早期発見すること、適切な対処を行うこと、自らの力を取り戻していくこと。具体的には、運動器の向上、低栄養改善、口腔機能向上、認知症予防などがある。

介護予防把握事業

地域の実情に応じて、収集した情報の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動につなげることを目的とする。

介護予防普及啓発事業

市町村が主体となり、住民一人ひとりに介護予防の基本的な知識を持ってもらうため、パンフレットの配布や講座等を開催し、地域における自主的な介護予防のための活動を支援する。

介護老人福祉施設

介護保険施設の一つで、常に介護を必要とする高齢者が入所する。定員30人以上の「特別養護老人ホーム」がこれに当たり、入浴や排せつ、食事などの日常生活をサポートするとともに、必要に応じて身体の機能訓練や健康管理なども行う。

介護老人保健施設

通称「老健」と呼ばれる施設で、病院と施設の間間的な施設と位置づけられている。施設内では、在宅復帰を目指した集中的なりハビリテーションを受けることができる。

家族介護支援事業

要介護の高齢者を在宅で介護している家族に対し、市区町村が任意事業として介護に関する専門的な知識や技術、介護者同士の情報交換の場の提供、交流の促進、意見交換などを行う。

協議体

医療・介護の専門職、地域住民、行政や地域包括支援センターなどで構成され、定期的な情報の共有や連携の強化、課題解決のための取組の検討などを目的として設置された話し合いの場。

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが在宅で介護を受ける人の家庭を訪れ、薬の服用についてのアドバイスや栄養面での指導、歯の衛生管理のために歯みがき指導や入れ歯の洗浄など、日常の健康管理チェックを行うこと。

ケアハウス

高齢者が低額な料金で入所し、日常生活を送ることを目的とする施設。原則として60歳以上の人で、身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安があり、家族の援助を受けることが困難な人が対象。

ケアマネジメント

要介護（要支援）認定者に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能。

高額医療合算介護サービス費

1年間に医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が著しく高額になる場合、医療・介護合算の自己負担限度額（年額）を超えた金額を支給するサービス費のこと。

高額介護サービス費

一世帯で介護保険のサービスを利用する際に支払った自己負担金（1割、2割又は3割）が一定の金額を上回る場合、超えた金額を払い戻すサービス費のこと。

後期高齢者

高齢者は一般的に65歳以上を指すが、その中でも75歳以上の者。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅

主に要介護度の低い高齢者を対象とした、見守り、生活相談などのサービスが受けられるバリアフリー化された賃貸住宅。

在宅介護

介護が必要な高齢者や障害者などが長年住み慣れた居宅や地域で安心して暮らしていくことができるよう、提供される介護サービス。

支払審査手数料

介護保険給付において、保険者事務を軽減し介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査・支払を国民健康保険団体連合会へ委託し、審査・支払に要する手数料のこと。

重層的支援体制

市町村における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくり」に向けた支援を一体的に実施するもの。

就労的活動支援コーディネーター

役割がある形での高齢者の社会参加等の促進のため、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等との調整役。

小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供するサービス。生活圏域を設定した市町村がその整備計画に沿って、事業者の指定等を行う。

自立支援

高齢者が自分らしく生活するために、日常生活に関わるさまざまな支援を意味する。歩行・トイレ介助などの身体的な支援に加えて、精神的な自立・社会的な自立を支援する行為も含まれる。

生活支援コーディネーター

協議体と協力しながら、地域における高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくための調整役。

生活支援サービス

配食や見守り、家事支援などの地域のニーズにあった多様なサービスを、住民やNPO、民間企業等多様な主体が行うサービス。

生活支援体制整備事業

市町村の日常生活圏域ごとに「生活支援コーディネーター」と「協議体」を配置して、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進める。

成年後見制度

認知症高齢者、または何らかの障がいにより、判断能力が不十分であるために法律行為等における意思決定が不十分または困難な人に対して、判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の2つがある。

た行

第1号被保険者

65歳以上の人。介護保険の被保険者は、65歳以上の人（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分けられる。第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができる。第2号被保険者は、加齢に伴う疾病が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受けることができる。

短期入所サービス（ショートステイ）

在宅で介護を受けている人が短期間施設に入所すること。日常的に在宅介護をしている家族の都合や、リフレッシュ、また本人の施設におけるリハビリ目的でも利用できる。

団塊ジュニア世代

日本で1971年（昭和46年）～1974年（昭和49年）に生まれた世代を指す。「第二次ベビーブーム世代」とも呼ばれ、団塊世代の子どもの世代に当たる。

団塊の世代

日本で1947年（昭和22年）～1949年（昭和24年）に生まれた約810万人を指し、「第一次ベビーブーム世代」と呼ぶ。

地域介護予防活動支援事業

「一般介護予防事業」のひとつで、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化することを目的とする。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域ケア会議

医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。

地域支援事業

65歳以上の方を対象に、要支援・要介護状態にならないよう、効果的な介護予防サービス等を提供する。リスクを抱えた高齢者や一般の高齢者に対して、市町村は地域包括支援センターを設置し、次の3事業を実施している。

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業）
- ② 包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント・総合相談等）
- ③ 任意事業（給付適正化・介護家族教室等）

地域自立生活支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。

地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、一体的に受けられる支援体制のこと。

地域包括支援センター

地域における総合的なマネジメントを担う中核機関。基本機能は次のとおり。

- ① 総合的な相談窓口機能。地域の高齢者の実態把握や、虐待への対応など。権利擁護を含む。
- ② 介護予防マネジメント。「予防給付」のマネジメントを含む。
- ③ 包括的・継続的マネジメント。介護サービスのみならず、介護以外の様々な生活支援を含む。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設（入所定員 29 人以下）に入所している利用者（原則要介護 3 以上の要介護者）を対象として、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービス、機能訓練や療養上のサービス等を行うもの。

地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするため提供されるサービス。

地域密着型通所介護

利用定員が 18 人以下の小規模なデイサービスセンターで、食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送る上で必要となる支援及び機能訓練を日帰りで提供するサービス（認知症対応型通所介護にあたるものを除く）。

地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職等が、通所・訪問・地域ケア会議・サービス担当者会議・住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援する。

地域連携クリティカルパス

拠点病院の主治医である専門医とかかりつけ医が、協力して治療を継続していくための診療計画表のこと。概ね退院後 5 年間の定期健診の予定、その時に必要な観察項目、日常生活の注意事項等が書かれており、受診の都度、医療機関で結果が記入される。

通所介護（デイサービス）

在宅で介護を受けている人が、利用定員 19 人以上のデイサービスセンターで、食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送る上で必要となる支援及び機能訓練を日帰りで受けること。

通所リハビリテーション（デイケア）

在宅で介護を受けている人が、日帰りで医療機関や介護老人保健施設を訪れ、リハビリテーションを受けること。心身の機能に低下がみられる人が対象となる。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスへの入居者を対象とするサービス。当該施設を住居とし、様々な介護を受け、各施設は利用者一人ひとりに見合った特定施設サービス計画（利用計画）を立て、サービスを提供する。

な行

日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、市町村内にいくつかを設定される生活圏域。

認知症

様々な脳の病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に低下し、認知機能（記憶、判断能力等）が低下して、社会生活に支障をきたした状態のこと。

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家等が気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指した活動などのできる場。

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。自治体（市町村・都道府県）または企業・職域団体が実施する「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がある。

認知症初期集中支援チーム

医師や保健師・看護師などの複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（概ね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行う（認知症初期集中支援推進事業）チームのこと。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

独立して日常生活を送ることが困難な認知症の要介護（要支援）認定者に対して、少人数で共同生活における援助を行うことにより、認知症の進行を緩やかにし、安定した健やかな生活を送れるように支援するサービスのこと。（要支援認定者は要支援2に限る。）

認知症対応型通所介護

認知症高齢者を対象として、指定された施設において、入浴や食事の提供その他の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

認知症地域支援・ケア向上事業

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、認知症の容態の変化に応じ、必要な医療・介護及び生活支援を行うサービス機関が連携したネットワークを形成し、効果的な支援体制を構築するとともに、認知症ケアの向上を図るための取組を推進する。その体制づくりの推進役として認知症地域支援推進員の配置を行い、地域の医療や介護の関係機関、地域の支援機関等の連携支援や認知症の人やその家族を支援する体制づくり等を行っている。

認知症地域支援推進員

地域における医療及び介護の連携強化ならびに、認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置される。

は行

パブリックコメント

住民にとって重要な政策等を定める際に、これらの案や関連資料をあらかじめ公表して意見を募り、提出された意見を考慮して政策等を定めるとともに、いただいた意見の内容と、意見に対する行政機関の考え方などを公表する制度のこと。

福祉用具

主に、介護用品店や在宅サービス事業者が取り扱う、身体の不自由な部分を補う用具のこと。

フレイル（虚弱）

健康な状態と要介護状態の中間の段階を指す。「身体的フレイル」、「精神・心理的フレイル」、「社会的フレイル」の大きく3つの種類に分類される。

訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排せつ・入浴等の介護（身体的介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理等の生活支援（生活援助）を行う。

訪問看護

看護師等が疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける人の自宅を訪問し、主治医の指示に基づき療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

訪問入浴介護

看護職員と介護職員が利用者の自宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を行う。利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図るとともに、生活機能の維持向上を目指す。

訪問リハビリテーション

理学療法士等が利用者の自宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行う。

や行

有料老人ホーム

食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供する高齢者向けの居住施設。

ら行

理学療法士（PT）

リハビリテーションチームを構成する医療従事者の一員。診療の補助として理学療法を行うことが主な業務であるが、一般には、要介護状態や加齢、事故などによる身体機能障害からの回復目的のトレーニングを行わせたり、脳卒中での後遺症が残った人、運動能力発達の遅れがみられる新生児ら、循環器・呼吸器・内科・難病疾患などの身体的な障害を持つ人に対して、医師の指示の下その基本的動作能力の回復を図ることを目的に、運動療法や物理療法を行わせる人をいう。

砺波市高齢者保健福祉計画 (第9期計画)

令和6年3月発行

編集・発行／砺波市福祉市民部 高齢介護課
〒939-1398 富山県砺波市栄町7番3号
電話 (0763) 33-1328
FAX (0763) 33-7622
Eメール : kourei@city.tonami.lg.jp
URL : <https://www.city.tonami.lg.jp>
